

地域枠医師等が従事要件を放棄する場合の同意基準について

1 趣旨

今般、地域枠で入学した学生または医師（以下「地域枠医師等」という。）が都道府県の同意なく、当該都道府県への従事要件を放棄（以下「離脱」という。）した場合、医師臨床研修にかかる補助金や日本専門医機構による専門研修等において、当該医師を雇用した施設または当該医師に不利益な措置が講じられる場合があることから、高知大学の地域枠で入学した医師の離脱に高知県が同意とする基準を整理し、地域枠に関する制度の適切な運用を図ろうとするもの。（※地域枠以外で入学した奨学金受給者につきましては、文末の留意事項をご確認ください。）

2 地域枠医師等が離脱する場合に同意とするか否かの判断基準

離脱の事例	判定	同意とするか否かの判断基準
借受者の死亡・退学等	○	医師免許の取得ができなくなったとき。 医師でなくなったとき。（免許取消を除く。）
心身の疾病・障害	△	心身の疾病・障害等により、県内で医師として通常の勤務をすることが困難となった場合。 （症状が固定し、又は回復の見込みがないもの等に限る。）
家族の介護	×	一時的に県外に行き、猶予期間を活用して従事要件を達成することは可能であるため同意としない。
結婚		
県外での就労希望		
その他	－	事例に応じて判断する。

3 離脱する場合の留意事項について

(1) 全国的な制度

(ア) 医師臨床研修におけるマッチング及びその後の研修について

マッチングについては、医師の採用は研修施設の判断となっている。

なお、臨床研修施設に配分される医師臨床研修費等補助金において、地域枠の不同意離脱者を採用している施設には減額措置がとられることとなっている。

(イ) 一般社団法人日本専門医機構の専門研修（専門医の認定）について

令和２年１０月５日付けの文書で厚生労働大臣から日本専門医機構へ専門研修制度についての意見及び要請がなされ、令和２年１０月１６日付けの回答文書において、地域枠の不同意離脱者については、基本領域学会とも協議のうえで、原則、日本専門医機構の専門医の認定が行われないこととされている。

(2) 高知県の考え方と離脱後について

(ア) 道義的責任について

地域枠医師が離脱した場合に、たとえ奨学金を返還したとしても、それは民法に基づく金銭消費貸借契約を解除したにすぎず、本来、地域に残るはずの者が入学できなかった事実や、地域における義務の不履行が消えるわけではない。そのため、離脱について上記基準による県の同意、不同意に関わらず、地域枠で入学した事実

は残り、道義的責任は消えない。

(イ) 離脱後について

地域枠医師については、上記(1)の(ア)、(イ)にあるように全国的に特別な措置が図られているため、地域枠を離脱した医師を採用しようとする施設は、離脱した経緯を把握しなければならない場合がある。以上のことから、出身大学または県への問い合わせがあったときは、離脱に対する同意・不同意の理由を説明する場合がある。

《留意事項》

地域枠以外で入学した奨学金受給者につきましても、同意とするか否かの判断基準（上記2の取扱い）は地域枠医師等と同一となります。

ただし、3(1) 全国的な制度については適用の対象外となります。なお、医師臨床研修マッチングの際の参加登録IDは地域枠用のIDを使用しますので、離脱した経緯について入力が必要となります。